

愛労発基 0830 第 5 号  
令和元年 8 月 30 日

各関係団体の長 殿

愛知労働局長



「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の策定について

標記については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 68 条の 2 等により対策を進めているところですが、健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）が昨年 7 月 25 日に公布され、本年 1 月 24 日より順次施行されているところです。

今般、これらの施行を踏まえ、改正後の健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）及び労働安全衛生法第 68 条の 2 と相まって、健康増進法に規定された事項を含め、事業者が実施すべき事項を一体的に示すことで、事業者における受動喫煙防止対策の一層の推進を図るため、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」が別添のとおり策定されました。

貴団体におかれては、本ガイドラインの趣旨を御理解の上、貴団体会員に対し周知徹底を図るとともに、受動喫煙防止につきまして、一層の推進を図られますようお願い申し上げます。